

役員等報酬規程

社会福祉法人 福信会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福信会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で常勤とは、所定週平均2日以上勤務をいう。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

4 旅費とは、次のものをいう。

(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) その他出張に付随する費用

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、本規程の付表に基づき支給する。

2 報酬は、本部区分より支給する。

(旅費の支給)

第4条 本規程で旅費とは、次のものをいう。

(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) その他出張に付随する費用

2 旅費の支給は、本規程の付表に基づき支給する。

3 他の団体等で費用を負担した場合は、当該費用は重複支給しない。

4 旅費は、本部区分より支給する。

(旅費の仮払)

第5条 旅費は、原則として業務遂行後の支給とするが必要により出張前に概算額を支給し帰着後に精算することができる。

(仮払の精算)

第6条 前条により出張前に概算額を受けた場合は、帰着後5日以内に精算するものとする。

(旅費の増額)

第7条 特別の事情により所定額をもって支弁し難い場合は、その事情を考慮して増額することができる。

(交通費及び宿泊費等)

第8条 交通費は実費とする。

2 宿泊費は宿泊することが業務上必要と認められる場合に、その宿泊数に応じて支給する。ただし、実際の支出を伴わない宿泊費は、支給しない。

(役員等の職務証跡)

第9条 施設の職員を兼務する常勤役員は、職務証跡資料として、磁気カードによる勤怠情報の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得るものとする。

付則

本規程は、平成29年6月24日より実施する。

付表

報酬	日額 12,450円(所得税控除前) ただし、施設常勤役員の場合は、これを支給しない。
交通費	公共交通機関及び自家用車輛を利用した場合 2,000円 ただし、特段の事情がある場合、評議員会の承認のうえ別に支給することができる。
宿泊代	全地区 上限25,000円 ただし、宿泊場所の指定がある場合は、実費とする。
その他	実費